

事務事業評価シート (評価対象年度：令和元年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名		自立相談支援事業				②事業番号		4405	
③事業類型		1. 法上(必須)事業		④開始年度		平成 27 年度	⑤終了予定年度		年度 設定なし
⑥根拠法令等		<input checked="" type="radio"/> 法令	<input type="radio"/> 条例	<input type="radio"/> 規則	<input type="radio"/> 要綱	<input type="radio"/> 計画等	その他 法令等の名称: 生活困窮者自立支援法		
⑦実施手法		<input type="radio"/> 直営	<input checked="" type="radio"/> 全部委託	<input type="radio"/> 一部委託	<input type="radio"/> 補助・負担	<input type="radio"/> その他			
⑧関連予算科目コード		款 3		項 1		目 1		細目 8	
⑨担当部署		健康福祉部		⑩担当課名		生活福祉課		会計 一般会計	

2. 事務事業の現状把握【DO】

[1] 事務事業の目的・事業内容

(1) 対象(誰、何に対して事業を行うのか)	対象指標(対象者数を表す指標)	単位
① 市内に居住している生活上の問題を抱えている生活困窮者	① 市内の生活困窮者(推計)	人
②	②	
(2) 事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)	活動指標(活動の量を表す指標)	単位
生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。)について、早期に支援を行い、自立の促進を図るため、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立した。 これに伴い、福祉事務所設置自治体は、平成27年4月から本法に基づいた取組を実施する責務があるため、本事業を計画する。 令和元年6月1日～令和4年5月31日の長期継続契約にて、一般社団法人泉南市人権協会に事業を委託している。	① 相談件数	件
	②	
	③	
(3) 意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)	成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
生活保護に至る前の段階から生活困窮者の相談内容に対して必要とされる包括的、個別的、早期的、継続的、分権的・創造的な支援を行い、生活困窮状態からの早期自立を図る。また、必要に応じて、その他制度(生活保護制度等)へのつなぎを実施する。	① 就労者数	人
	① 計算式	
	②	
	② 計算式	
	③	
	③ 計算式	
(4) 結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつか。上位施策との関連)	総合計画体系上の位置付け	
制度の目標である、①生活困窮者の自立と尊厳の確保②生活困窮者支援を通じた地域づくりに結びつく。	政策(章)	2: みんなが健やかで、みんなが助け合うまち
	施策大(節)	3: みんなで支えあう福祉のまちをめざします
	施策中	4: 生活困窮者福祉の充実
	施策小	2: 相談・指導体制の充実

[2] 各種指標値、事業費の推移

指標名		単位	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	指標値の推移における特殊要因などの説明
対象指標①	市内の生活困窮者(推計)	人	12,338	12,350	11,911	—	—	
対象指標②								
活動指標①	相談件数	件	177	197	190	—	—	
活動指標②								
活動指標③								
成果指標①	就労者数	人	30	28	36	—	—	
成果指標②								
成果指標③								
事業費	投入人員							事業費などの推移における特殊要因などの説明
	正職員	人	0.23	0.23	0.11	0.11		
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	1,847	1,865	848	848		
	直接事業費	千円	10,785	10,753	10,649	10,715		
	総事業費	千円	12,632	12,618	11,497	11,563		
財源内訳	国庫支出金	千円	8,178	8,065	7,987	8,036		—
	府支出金	千円	0	0	0	0		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
	一般財源	千円	4,454	4,553	3,510	3,527		

[3] 事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日から施行されることに伴い、福祉事務所設置自治体の必須事業である。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	相談件数は、前年よりもわずかに減少しているがほぼ横ばいであり、制度の周知がある程度できたと考えられる。 しかしながら、さまざまな理由により、相談に至らない潜在的な困窮者は未だ多く存在すると考えられるので、アウトリーチ(潜在的な困窮者発見のための活動)を行うことで、相談件数は増加すると思われる。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	支援に協力してくれる事業所、団体へのさらなる周知広報を行った。 (チラシ・ポスターの掲示依頼、関係機関の会議へ出席し事業の広報、イベントでのチラシ・ポケットティッシュの配布)

3. 事務事業の評価【CHECK】

[1]目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

[1]の評価 **A**

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	生活保護に至る前段階の困窮者に対し、相談支援等を実施し、自立の助長をはかる。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありますか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	福祉事務所設置自治体必須事業である。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	対象については生活困窮者自立支援法に「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と記載されている。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	本事業は、生活保護に至る前の困窮者に対する支援を行う事業であり、他の事業や制度で代用することは困難である。

[2]有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

[2]の評価 **A**

⑤期待どおりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	57名就労支援対象者のうち、36名が就労した。(実績63%) (国が設定した基準は75%)
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができますか。)	ア. ある イ. ない	市民、支援に協力してくれる事業所、団体へのさらなる周知広報を行う。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	—

[3]効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

[3]の評価 **A**

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費+人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	業務委託にて実施している。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	生活困窮者に対する支援であり、受益者負担は望めない。

4. 総合評価

総合評価	評価(A~D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A:現状のまま事業を進めることが適当 B:課題が少しあり事業の一部見直しが必要 (事業の進め方に改善が必要) C:課題が多くあり事業の大幅な見直しが必要 (事業規模、内容、実施主体の見直しが必要) D:事業の統合、休止・廃止の検討が必要
総合評価	A	—	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

ア	<p>ア. 現状のまま継続</p> <p>イ. 見直しのうえで継続</p> <p>ウ. 終了 (___ 年まで)</p> <p>エ. 休止 (___ 年から)</p> <p>オ. 廃止 (___ 年から)</p>
イ	<p><今後の展開方針></p> <p>a. 重点化する(集中的なコスト投入)</p> <p>b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える)</p> <p>c. 効率化する(コストを下げる)</p> <p>d. 簡素化する(規模を縮小する)</p> <p>e. 統合する(他の事務事業と統合する)</p>
①改革、改善の具体案、実施年度など	生活困窮者自立支援法附則第2条に「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定されている。(法施行は平成27年4月1日)
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策	—